

2024年3月6日弁論

神戸大学名誉教授 弁護士 阿部 泰隆 先生 意見書



1 大迫ダム訴訟第一審判決が適用される。

- 大迫ダム訴訟第一審判決

「ダムを設置、管理する者は、ダムの管理を操作規程に従って行いさえすれば充分であるとは限らず、不測の事態に対しては、河川法等関係法規の趣旨及び法の一般原則に基づいて、ダムによる災害を防止するために、臨機に適切な処置をとる義務を負っている。このことは、ダムが人為的に構築されるもので、他人の生命、身体及び財産に危険な影響を及ぼす営造物であることから、当然の結論であるというべきである。

また、河川管理者の承認を受けた操作規程であつても、河川法等関係法規の趣旨に合わないものについては、ダムを設置、管理する者が当該操作規程に従ったことをもつて当然に免責されないものというべきである。」

2 大東水害最高裁判決は不適用である。

不適用の理由

- 放流方法というダムのお操作方法の問題である。
- 財政的及び技術的制約がないことは水害後直ちに変更したことから明らか。
- ダムの大規模改修は不要である。

3 多目的ダムの基本計画

多目的ダムの新築にあたり、基本計画を作成する。

基本計画で、以下を定める。

- 1. 建築の目的
- 2. 位置及び名称
- 3. 規模及び型式
- 4. 取水量及び放水量ならびに貯留量の用途別配分に関する事項

4 操作規則

操作規則で定める事項は、

- 1 洪水期、かんがい期当の別を考慮して定める各期間における最高及び最低の推移並びに貯留及び放流の方法
- 2 多目的ダム及び多目的ダムを操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備、多目的ダムを操作するために必要な気象及び水象の観察ならびに放流の際にとるべき措置に関する事項
- 3 その他多目的ダムの操作に関し必要な事項

ダムを操作するとき、操作規則を定めるとき、「公害を除去し、又は軽減する」基本原則に従う必要がある。

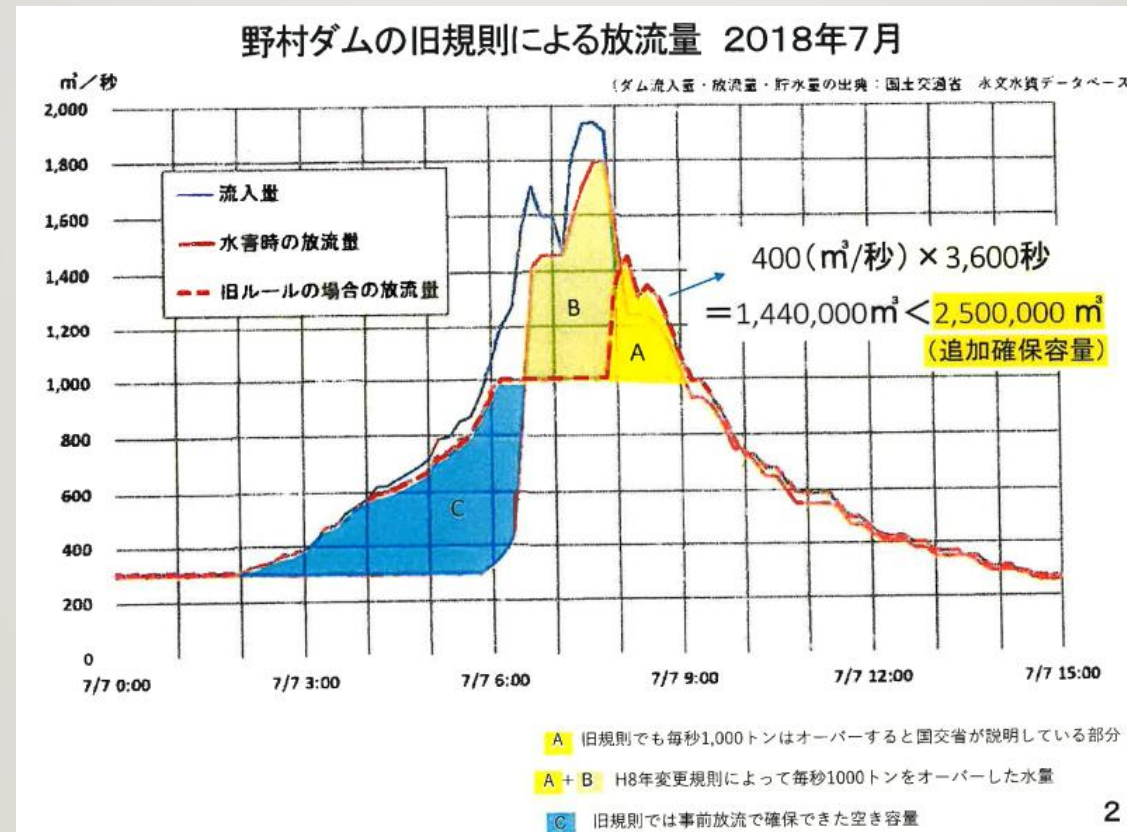
5 ダムの設置管理の瑕疵—平成8年操作規則

- 平成8年操作規則は基本計画違反
 - 毎秒1300立法メートルの最大流入量に対して、ダムで毎秒300立法メートルの水量を貯留し、残りの毎秒1000立法メートルを放流する洪水調整計画に対処できない。
- 洪水調節規定の本文但書の水位の高さ制限を撤廃すべきこと
 - 異常洪水時防災操作の水位の169.4メートルまで1.5メートルしか残っていない。気象状況に対応できず、水位が167.9メートルに達するまで毎秒300立方メートルまでしか放流できない。

5 ダムの設置管理の瑕疵—平成8年操作規則（続き）

- 国土交通省による操作規則平成8年変更の誤り
→ 6%の可能性の大規模洪水（大被害）を無視して中小規模洪水に対応する。
- 改正前操作規則なら被害が防げた
→ 事前放流により増やした洪水調整容量を加えると、異常洪水時防災操作を回避できた（次ページ）。
- 令和2年の操作規則で被告の誤りが自白されていること

5 ダムの設置管理の瑕疵—平成8年操作規則（続き）



6 ダムの設置管理の瑕疵－その他

- より早期に多量の事前放流をしなかった瑕疵
- 菅田地区への過度の配慮と野村地区無視の瑕疵

7 放流情報の伝達に関する野村ダム管理事務所の管理の瑕疵

- 関係市町村長及び関係警察署長に通知。
- 一般に周知させるために必要な措置をとる。
- 関係機関への通知は、下流に増水が起きる前に、十分な時間的余裕をもってなされ、その内容も、ダム下流の河川がダム放流によっていつどの程度増水するのかを理解できるものでなければならない。
→ 6時20分に異常洪水時防災操作を開始したところ、6時36分になってファックス連絡をしたのには、事前通知義務に違反する。
- 一般への周知は、サイレン、警鐘、拡声器等による警告により、河道外も対象である。
- 家屋にいては危険であることの情報がなかった。

8 野村ダム管理事務所からの通知を受けて住民に適切な警告、避難措置を講ずべき西予市の責任

- 2時30分時点、5時50分時点で、異常洪水時防災操作が行われることの事前通知があったので、この時点で徹底した避難支援をすべきであった。
- 「屋内の高いところに避難してください」との指示は誤りで屋内での死亡者を発生させた。
- 6時08分のホットラインに時点で、洪水が堤防を超えとの危険を具体的に予測できた。住民には、その時点で、「氾濫する！！ みんなにすぐ丘に逃げよ。」と警報すれば、間に合った。